

電子納品運用ガイドライン（簡易版）【業務・工事編】 電子成果品保管管理・利活用マニュアルの改訂内容

I 電子納品運用ガイドラインの一部記述修正について

対象:電子納品運用ガイドライン

電子納品運用ガイドライン(簡易版)の記述について記載内容の追加、不要箇所の削除を行った。

【補足説明】

➤情報共有システムの運用開始や押印の廃止等業務の効率化が求められており、紙媒体資料の納品や押印が必要な書類等について修正の必要があるため記述を修正・追記した。

II 電子納品運用ガイドライン、電子納品保管管理・利活用マニュアルの適用範囲の記述変更について

対象:電子納品運用ガイドライン(簡易版) [島根県農林水産部]、
電子納品保管管理・利活用マニュアル

組織改編に伴い適用範囲を修正した。

【補足説明】

➤令和3年度の組織改編により、農林振興センターが水産事務所を含む農林水産振興センターとなったため適用範囲の記述を修正した。

III 地盤情報の利活用について

対象:電子納品保管管理・利活用マニュアル

地盤情報の利活用事例を変更した。

【補足説明】

➤地盤情報の利活用については【R2.3.23付 技第441号】にて国土地盤情報データベースへ登録することとなったため、本マニュアルの記述を変更した。